

# 地理的表示（GI）保護制度における 先使用に関する手引き

農林水産省 輸出・国際局  
知的財産課

令和7年2月

## 改訂履歴

版数	日付	内容
初版	令和7年2月14日	
第2版	令和7年2月19日	指定産品に関する先使用について追補

# 目次

1. <u>はじめに</u>	・・・P.1
2. <u>本手引きの読み方</u>	・・・P.2
3. <u>先使用該当性の確認フローチャート</u>	・・・P.4
4. <u>先使用とは</u>	
● <u>地理的表示（GI）保護制度における名称の保護</u>	
(1) <u>地理的表示保護制度とは</u>	・・・P.6
(2) <u>GI法による名称保護の概要</u>	・・・P.6
(3) <u>先使用とは</u>	・・・P.7
5. <u>名称の表示が先使用に該当するかのチェックリスト</u>	・・・P.8
● <u>各チェック項目の解説</u>	
確認項目 (1) <u>地理的表示と同一の表示又は類似等表示</u>	・・・P.9
確認項目 (2) <u>登録産品と同じ区分の農林水産物等</u>	・・・P.12
確認項目 (3) <u>地理的表示の登録の日より前からの使用</u>	・・・P.13
確認項目 (4) <u>継続的な使用</u>	・・・P.15
6. <u>先使用期間経過後も使用が認められる場合</u>	・・・P.16
7. <u>「混同防止表示」とは</u>	・・・P.17
(1) <u>混同防止表示を付す必要がある者</u>	・・・P.17
(2) <u>混同防止表示の対象</u>	・・・P.17
(3) <u>混同防止表示の具体的な記載</u>	・・・P.18
① <u>混同防止表示の文言</u>	・・・P.18
② <u>混同防止表示の表示開始時期</u>	・・・P.18
③ <u>混同防止表示の表示場所</u>	・・・P.19
④ <u>混同防止表示の具体例</u>	・・・P.20

## 1. はじめに

地理的表示（GI）保護制度は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「GI法」といいます。）に基づき、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品等を国が登録し、その名称（地理的表示）を地域の知的財産として保護する制度です。

地理的表示として登録されることにより、生産地、特性、生産の方法などが登録された内容に合致する産品（以下「登録産品」といいます。）のみ、名称使用が可能となります。そして、その名称の不正使用に対しては、農林水産省が取締りを行い、模倣品の排除やフリーライドの防止を通じ、登録産品のブランド保護を図っています。

先使用については、既に、「地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン」（令和5年4月 農林水産省 輸出・国際局 知的財産課）において、基本的な表示方法や考え方を示していますが、令和8年2月より順次、先使用期間の満了を迎える産品が出てくる中で、より詳細かつ具体的に先使用期間満了後の対応方法等について、解説するために、本手引きを作成しました。

本手引きが、先使用期間満了後の円滑な表示や原材料の変更の一助になりましたら幸いです。

- （注）本手引きで示している例は、仮定の下での行為を示したものであり、具体的な行為が登録産品の名称の先使用に該当するか否かは、その産品のおかれている条件により異なることに御留意ください。  
なお、判断に迷われた際は、以下へ御連絡ください。

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課  
メールアドレス：gi4284@maff.go.jp

## 2. 本手引きの読み方

本手引きは、令和8年2月より先使用期間が順次満了するにあたり、農林水産物等やこれを主な原材料とする加工品を生産・販売等する生産者・事業者の皆様へ、地理的表示保護制度における先使用に関する具体的な考え方を示すものです。

以下の記載内容を参照の上、知りたい内容に沿って、該当箇所を御覧ください。

なお、現在使用している名称の表示が先使用に該当するか不明な方、どこから読めばよいか不明な方はP.4のフロー図を参考に該当ページを御確認ください。

### 【手引きにおいて記載している内容】

#### ● 地理的表示とは何か？ ➡詳細はP.6

地理的表示とは、その地域ならではの環境や要因と結び付いた特性を有する製品の名称です。

#### ● 「先使用」とは何か？ ➡詳細はP.7

地理的表示と同じ名称又は似た名称の表示を、地理的表示の登録の日より前から継続して使用してきた場合、一定期間（登録の日から7年間）、引き続きその表示を使用することが可能な制度です。

（注）不正の目的（P.14）なく使用している場合に限りです。

#### ● 現在使用している名称の表示は先使用に該当するか？ ➡詳細はP.8

地理的表示として登録されている名称又はこれと似た名称の表示（P.10）を、地理的表示として登録されていない製品に使用している場合には先使用にあたる可能性があります。

（注）その名称の表示を地理的表示の登録の日より前から使用している場合に限りです。地理的表示の登録の日以降から使用している場合はGI法違反になります。

- 先使用として使用している名称を変更する場合、何に留意する必要があるか？  
➡詳細はP.9

変更後の名称が、地理的表示又はこれと似た名称の表示に当たらないよう留意する必要があります。

- 先使用期間経過後も名称の表示を使用し続ける方法はあるか？ ➡詳細はP.16

先使用期間の経過後も、所定の要件を満たす場合には引き続き名称の表示を使用することができます。

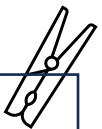
順次、情報は更新しています。

地理的表示保護制度における先使用についての最新情報は、農林水産省ホームページを御確認ください。

(以下に掲載しているQRコードもしくはURLより御確認いただけます。)



[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/sensiyou.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/sensiyou.html)

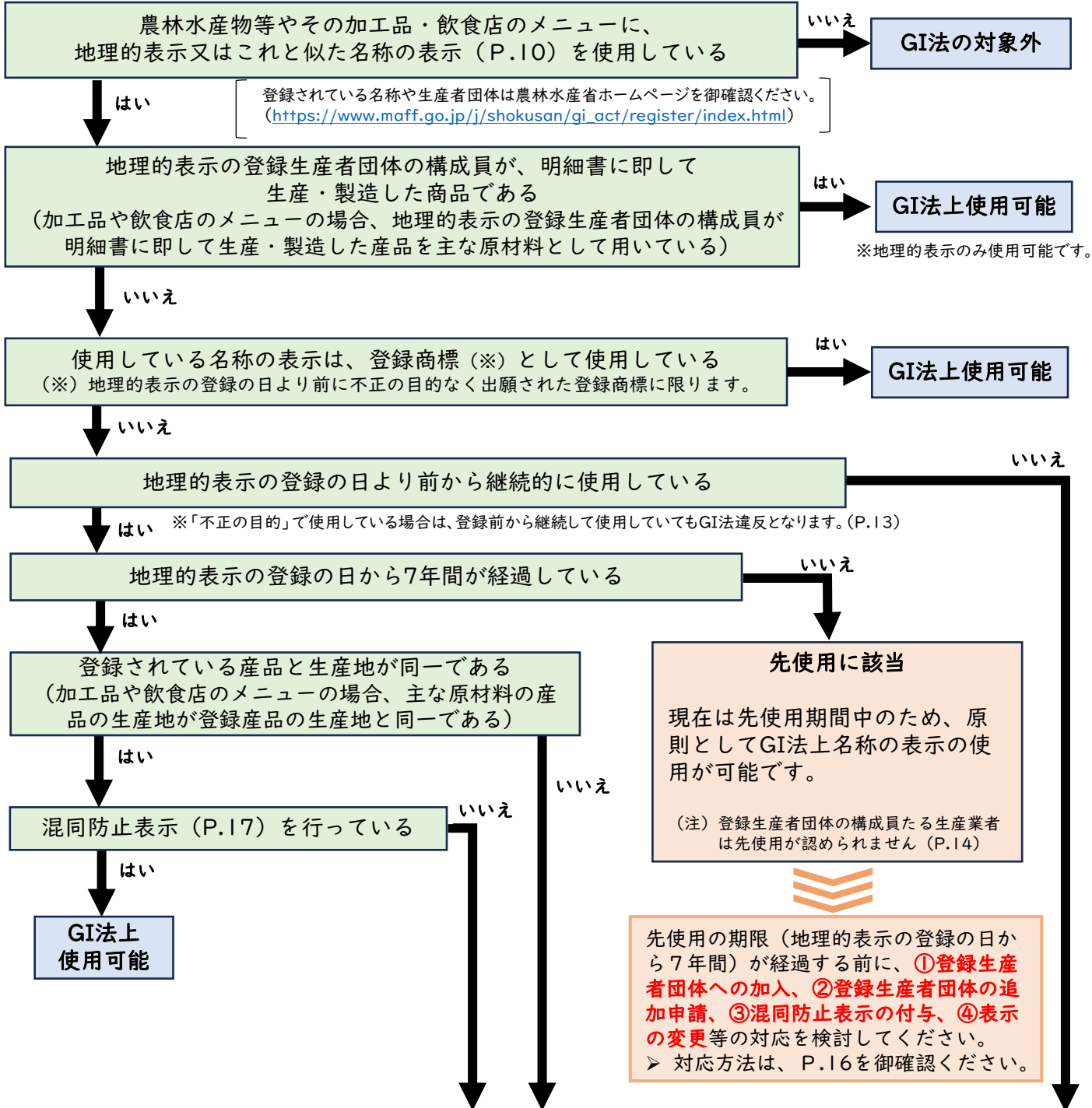


### 3. 先使用該当性の確認フローチャート

現在使用している名称の表示が先使用に該当するか、以下のフローチャートで御確認ください。

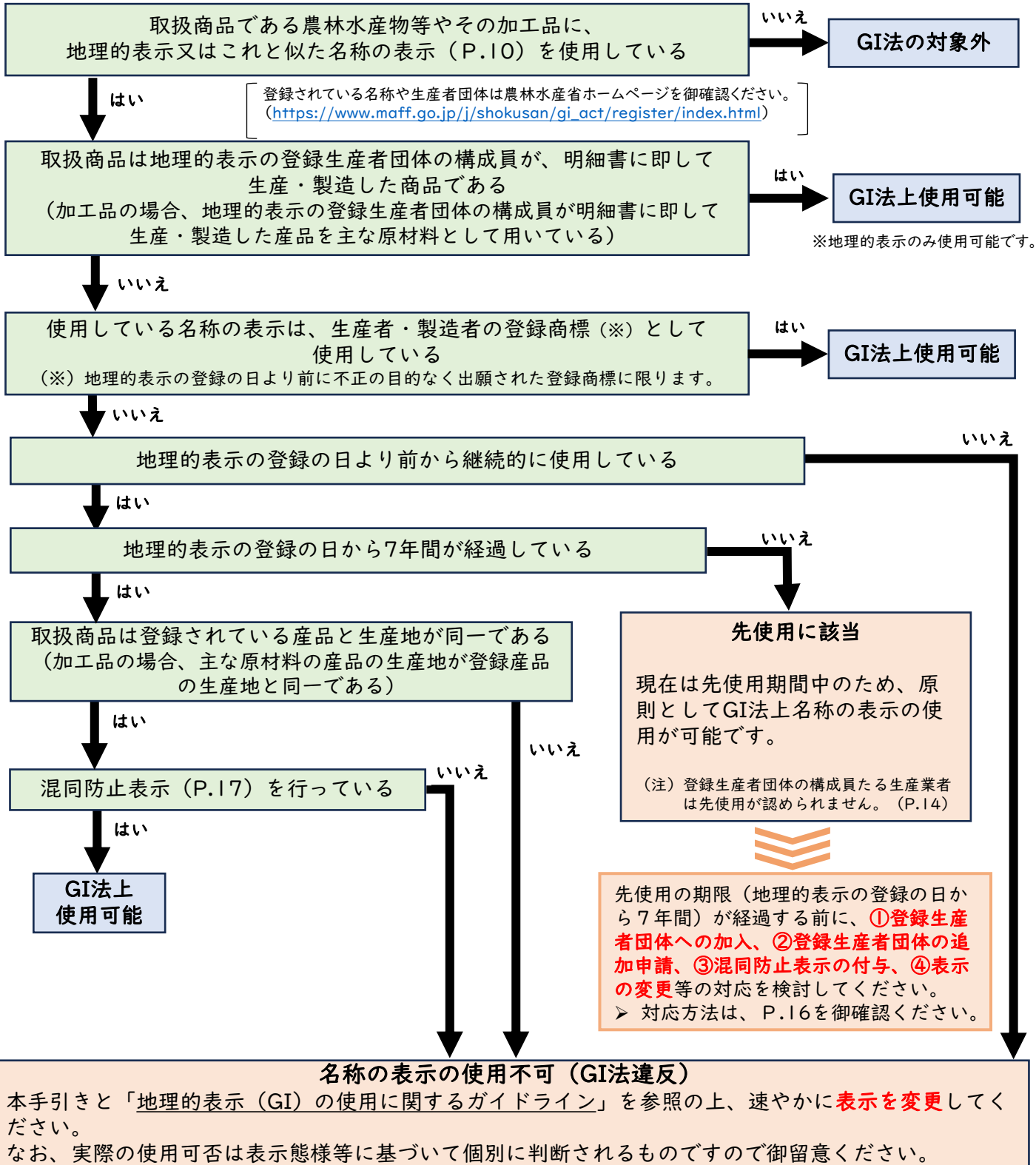
- 生産者、製造者、外食業者の方：本頁のフローチャート
- 卸売業者、小売業者の方：次頁のフローチャート

～農林水産物等やその加工品の生産者・製造者の方、外食業者の方～



**名称の表示の使用不可（GI法違反）**  
 本手引きと「**地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン**」を参照の上、速やかに**表示を変更**してください。  
 なお、実際の使用可否は表示態様等に基づいて個別に判断されるものですので御留意ください。

～卸売業者、小売業者の方～



## 4. 先使用とは

### ● 地理的表示（GI）保護制度における名称の保護

#### （1）地理的表示保護制度とは

地理的表示保護制度は、その地域ならではの特性を有する製品の名称（地理的表示）を、地域の知的財産として保護するものです。

これは、地理的表示として登録を受けた生産地の生産業者が、自らの努力により特性の維持及び向上を図ってきた中で、それ以外の者が、この努力にフリーライドすることを防ぎ生産業者の利益を保護すること、登録を受けた者以外の者が地理的表示を使用することで、需要者に対して生産地や特性について誤った印象を与え、需要者の利益が侵害されるのを防ぐことなどを目的とする制度です。

#### （2）GI法による名称保護の概要

地理的表示として登録されると、登録製品の明細書の基準を満たす製品を生産する登録生産者団体の構成員及びその製品を販売等する者以外の者は、地理的表示又は類似等表示（P.I.O）を使用することはできません。

登録生産者団体の構成員以外の者による製品や、登録製品の明細書の基準を満たさない製品等にそのような表示を使用した場合は、不正使用として国が取り締まります。

GI法の名称保護の対象となるのは、法令に定められている農林水産物等であり、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は対象外となります。

また、農林水産物等やその加工品そのものにおける地理的表示又は類似等表示の使用だけではなく、その包装・容器・広告・価格表・取引書類（インターネットで提供されるものも含まれます。）での地理的表示又は類似等表示の使用も、GI法の規制の対象となります。

取締りの対象となる不正使用への該当性の考え方については「[地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン](#)」を御確認ください。

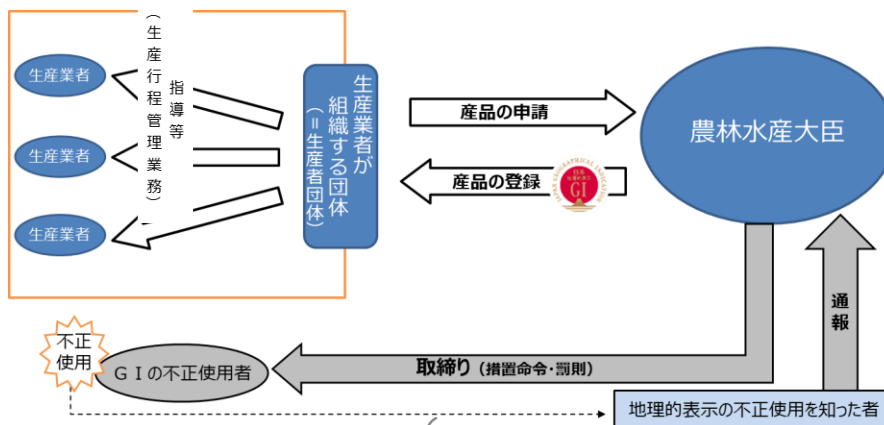
#### ● 「地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン」

（令和5年4月 農林水産省 輸出・国際局 知的財産課）

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/pdf/doc11.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/pdf/doc11.pdf)



#### 【地理的表示保護制度のイメージ図】



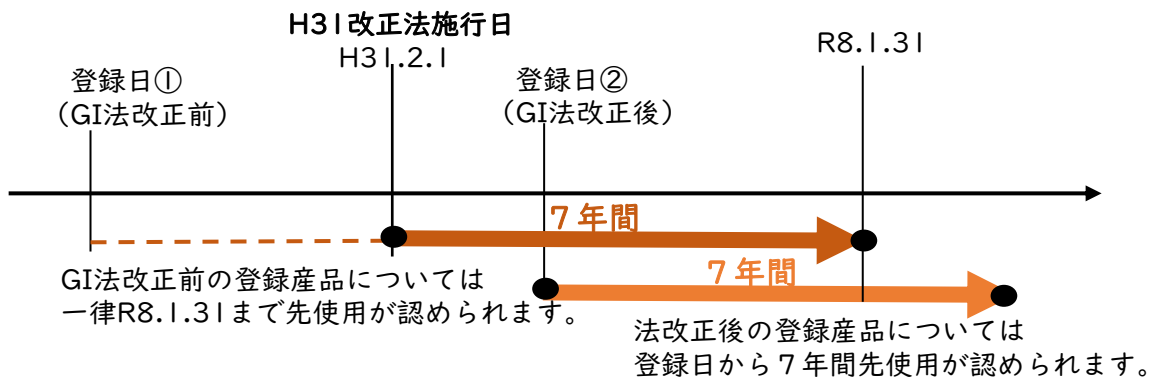
### (3) 先使用とは

GI法第3条第2項第4号及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号。以下「GI法省令」といいます。）第3条第1号においては、登録された地理的表示について、登録前より当該名称の表示を使用し、企業努力等により信用を蓄積していた者が、他者の地理的表示の登録により突然、表示を使用できなくなり不利益を被ることがないように、一定期間（先使用期間）、引き続きその表示を使用することを認めています。

具体的には、地理的表示の登録の日前から不正の目的なく、登録産品と同じ区分の産品やそれを主な原材料とする加工品、それらの包装等に、当該産品の地理的表示又は類似等表示を使用していた者（以下「先使用者」といいます。）及びその業務を承継した者について、地理的表示の登録の日から7年間、それまで使用していた表示を引き続き使用することを認めるものです。

なお、上記先使用者等から当該表示がされた産品を購入等した者（例えば、卸売業者、小売業者）についても、引き続き名称の表示の使用が可能です。

先使用期間は平成31年のGI法改正において、外国との協定を踏まえて規定されたものです。改正法施行日（平成31年2月1日）前に登録された産品の名称については、以下のとおり、一律で、令和8年1月31日まで先使用が認められます。



#### 補足

##### ● 指定に係る特定農林水産物等（指定産品）に係る先使用について

地理的表示保護制度においては、国家間の国際約束によって、相手国における地理的表示について、相互に自国で自らの地理的表示保護制度に基づいて保護を行うことが可能です。（相互保護）

我が国においても、同等水準と認められる制度を有する外国と地理的表示のリストを交換し、当該外国の登録産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定を行っています。

この枠組みにおける指定産品についても、指定日から7年間は、先使用が認められる場合があります（GI法第30条、GI法省令第24条の2参照）。

👉 次の頁から「先使用」について、詳しく解説していきます。

## 5. 名称の表示が先使用に該当するかのチェックリスト

具体的にどのような場合が先使用に該当する可能性があるのでしょうか？  
以下のチェックリストを御確認ください。

### チェックリスト

(1) 登録産品ではないものに、登録されている地理的表示やこれと似た表示（類似等表示）を使用している。

→詳しくはP.9を御確認ください。

(2) 生産・販売等している商品は、登録産品と同じ区分の農林水産物等又は登録産品と同じ区分の農林水産物等を主な原材料とする加工品である。

→詳しくはP.12を御確認ください。

(3) 地理的表示の登録の日より前からその名称の表示を使用している。

→詳しくはP.13を御確認ください。

(4) 今まで継続的にその名称の表示を使用している。

→詳しくはP.15を御確認ください。

(注) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的など、不正の目的なく使用していることが前提です。

(1) と (2) の両方に該当する場合、GI法に基づき、原則として当該表示を使用することができませんが、(3) と (4) にも該当する場合には、先使用として引き続き使用可能となる可能性があります。

先使用として名称の表示が使用可能な者から①業務を承継した者（合併等による事業承継者）も同様に先使用が認められます。

また、先使用として名称の表示が使用可能な者から②直接又は間接に当該表示が付された農林水産物等を譲り受け又は引渡しを受けた者（例えば、卸売業者、小売業者等）も引き続き名称の表示の使用が可能です。②の者については、不正の目的がないこと、継続的に使用していることは求められません。

なお、GI法上は先使用が認められるものであっても、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等の別の法令の規定に抵触する可能性がある点に御留意ください。

## ● 各チェック項目の解説

### 確認項目（1）

登録産品ではないものに、登録されている地理的表示やこれと似た表示（類似等表示）を使用している。

### 解説

地理的表示又は地理的表示と似た表示（類似等表示）を使用している場合、GI法上、登録産品でないものには、原則として使用できません。

なお、通常、「地理的表示」には「地理的表示と同一とみなされる表示（地理的表示と同一の表示）」が含まれるものとして扱います。

### 表示について

#### 「地理的表示と同一とみなされる表示（地理的表示と同一の表示）」について

読み方、意味内容及び外形から見て当該地理的表示との同一性が維持されていると評価できる名称の表示のことをいいます。

【例】 ※詳細は「[地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン](#)」P.1を御確認ください。

- 登録名称を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を用い相互に変換した表示（名称審査基準第4（ア））

登録名称

「霞が関りんご」



同一の表示

「かすみがせきりんご」

「カスミガセキリンゴ」

「KASUMIGASEKI RINGO」

「霞が関林檎」等

- 登録名称の前後又は間に登録産品の生産地を含む地名、等級、屋号、製法等の修飾語を付した表示（同第4（イ））

登録名称

「霞が関りんご」



同一の表示

「東京・霞が関りんご」

「東京農園の霞が関りんご」

「霞が関産りんご」

「霞が関手摘みりんご」

「霞が関りんご・秀」等

## 「地理的表示と似た表示（類似等表示）」について

地理的表示に類似する表示又はこれと誤認させるおそれのある表示のことをいいます。

【例】 ※詳細は「[地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン](#)」P.1を御確認ください。

- 登録名称に当該登録製品の生産地以外の地名を伴う表示など登録製品の明細書に定められた事項に適合しない修飾語を付した表示（GI法省令第2条第1号、名称審査基準第（ウ））

登録名称  
「霞が関りんご」（紅玉）

⇔

類似等表示  
「霞が関青りんご」等

- 登録製品の種類、型、様式に関する表示や模造品である旨の表示、これらに類する表現を伴う表示（同条第2号）

登録名称  
「霞が関りんご」

⇔

類似等表示  
「霞が関風りんご」等

- 登録名称の全部又は一部を翻訳した表示又はその語を平仮名等に変換した表示（同条第3号、名称審査基準第4（カ））

登録名称  
「霞が関りんご」

⇔

類似等表示  
「霞が関あっぷる」等

- 登録製品の原産国や原産地を示す地名、国旗その他これらに類する表示を用いることにより、登録製品又はこれを登録製品を主な原材料とする加工品であると誤認させるおそれがある表示（同条第4号）

登録名称  
「北海道パイナップル」

⇔

類似等表示  
「パイナップル」の文字と北海道を連想させる図形とを組み合わせた表示をした場合等

- 全体の称呼や表示の外観から、登録名称を表したものと誤認させるおそれがある表示（名称審査基準第4（エ））

登録名称  
「霞が関りんご」

⇔

類似等表示  
「霞が埼りんご」「霞が間りんご」等

- 普通名称に加え括弧書きで登録製品の生産地に係る地名を付した表示（名称審査基準第4（オ））

登録名称  
「霞が関りんご」

⇔

類似等表示  
「りんご（霞が関産）」等

- その他、構成全体として登録製品を表したものと誤認させるおそれがある表示（文字と図形の組合せを含む）（名称審査基準第4（キ））

登録名称  
「霞が関りんご」

⇔

類似等表示  
りんごそれ自体やその包装等に「霞が関」と表示した場合等

## 補足

### ● 一体性が失われている場合

文字の構成自体は地理的表示又は類似等表示と紛らわしい表示であっても、包装等において各構成文字が、十分に距離を置いて表示されており同一視野にない場合など、一つの表示としての一体性が失われている場合には、地理的表示又は類似等表示に当たらないと判断される可能性もあります。

なお、その場合は、当該表示は、GI法上は引き続き使用可能です。

#### 【例】



➡同一視野に「鹿児島」「黒」「牛」の文字があるが、「鹿児島」は「精肉店の店名」であり、「黒」「牛」は「黒毛和牛」の文字の一部であることから、一体性は失われているといえる。

※詳細は「[地理的表示 \(GI\) の使用に関するガイドライン](#)」P.3を御確認ください。

## 表示の「使用」について

登録産品でない農林水産物等やその包装等について、地理的表示又は地理的表示と似た表示（類似等表示）を、登録産品の価値にフリーライドしていると判断される方法により表記すると、地理的表示等の「使用」に該当します。

フリーライドに該当するかどうかは、登録産品等との誤認が生じるような方法により表記しているかどうかにより判断します。

なお、客観的事実の表記など、登録産品の価値にフリーライドしていないと判断できるものについては、地理的表示等の「使用」に該当しません。

### ● 登録産品に対するフリーライドに該当する例

#### 【例】



登録産品「飛騨牛」とは異なる牛肉について、「国産」や「岐阜県産」等の表記が可能であるにも関わらず、旧国名である「飛騨」という地名を用いた表記



「市田柿と同じ」と表記しなくとも、より一般的に製法の表記が可能であるにも関わらず、「市田柿」の表示を用いて、登録産品と同等の産品であるとの誤認を与える表記

※詳細は「[地理的表示 \(GI\) の使用に関するガイドライン](#)」P.4を御確認ください。

## 確認項目（2）

生産・販売等している商品は、登録産品と同じ区分の農林水産物等又は登録産品と同じ区分の農林水産物等を主な原材料とする加工品である。

## 解説

GI法における名称の規制範囲は、登録産品と同じ区分の農林水産物等又はこれを主な原材料とする加工品です。そのため、名称の表示を使用している商品（加工品においては、その主な原材料）が、登録産品の区分と同じ区分でない場合は、GI法の規制対象外です。

登録産品の区分は農林水産省ホームページの登録産品の概要より確認できます。  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/register/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html)

### 【例】

- 農産物類（第1類）に登録されている地理的表示「霞が関みかん」を切花（第12類）に使用する場合はGI法の規制対象外です。



## 【加工品の場合は以下を確認💡】

「登録産品と同じ区分の農林水産物等を主な原材料とする加工品」とは

地理的表示又は類似等表示の使用ができない加工品に該当するかどうかは、原材料を登録産品と表示することによって市場価値が高まるかどうかを基準に判断します。

したがって、例えば、登録産品と同じ区分の農林水産物等の含有量が半分以下でも、「登録産品と同じ区分の農林水産物等を主な原材料とする加工品」に該当する可能性があります。

### 【例】

- 抹茶を使用したフィナンシェ（抹茶の含有量は3%）に地理的表示「霞が関抹茶」の表示を使用する場合  
→「霞が関抹茶」と表示することにより市場価値が高まるものといえますから、登録産品「霞が関抹茶」を使用していない限り、当該地理的表示又は類似等表示は原則として使用できません。



## 確認項目（3）

地理的表示の登録の日より前から名称の表示を使用している。

### 解説

**地理的表示の登録の日より前から**、同一又は類似の名称の表示を使用している場合は先使用が認められる可能性があります。地理的表示の登録の日以降に使用を開始した場合には、先使用は認められません。

### 「使用」の開始時期

「使用」の開始は、その商品が開発され名称が決定しただけでは足りず、対外的に名称を付する行為（すなわち、販売・広告等）が開始されている必要があります。

### 【卸売業者、小売業者は以下を確認 】

#### 取扱商品の使用時期の確認

先使用者から譲渡等された者（例えば、卸売業者、小売業者等）については、取扱商品の名称の表示が、地理的表示の登録の日より前から使用されていることを確認してください。

### 補足

#### ● 使用の開始時期がわかる資料について

地理的表示又は類似等表示の使用の開始時期がわかる資料が手元に残っている場合には、先使用にあたることを容易に示すことができるため、保存しておくことが望ましいです。

当該表示の使用の開始時期を証する資料とは、例えば、以下の事項が客観的に確認できる取引伝票・チラシ・カタログ等が挙げられます。

- ・ 表示が使用されている年月日
- ・ 地理的表示又は類似等表示の使用
- ・ 表示の使用者

## 不正の目的が認められる場合

地理的表示の登録の日より前から、当該名称の表示を使用している場合、「不正の目的」により使用している場合には、名称の表示の使用は認められません。

ここでいう「不正の目的」とは、図利（とり）目的（公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的）・加害目的（他者に対して財産上の損害、信用の失墜といった有形無形の損害を加える目的）のほか、公序良俗や信義則に反する目的一般をいいます。

「不正の目的」をもって使用されていると認められる例は以下のとおりです。

### 【例】

- 登録生産者団体に対して先使用による地理的表示の使用を止めることへ高額の見返りを求める場合
- ある産品が地理的表示の登録を申請したことを知り、当該産品の名称へのフリーライドの意思を持って当該名称の表示を使用開始したことが推認される場合

## 登録生産者団体の構成員たる生産業者に先使用が認められるか

登録生産者団体の構成員たる生産業者は、先使用が認められません。

これは、登録生産者団体の構成員たる生産業者が、登録産品の明細書の基準を満たさない産品に地理的表示又は類似等表示を使用することは、地理的表示の登録の日より前からその名称の表示を使用していたとしても、需要者に当該産品が登録産品であると誤認させるおそれがあり、不正の目的をもって使用されているものと考えられるためです。

## 確認項目（４）

今まで継続的にその名称の表示を使用している。

### 解説

先使用の対象は、地理的表示の登録の日より前から当該名称の表示を継続して使用しているものです。

なお、先使用者から当該表示がされた農林水産物等を譲渡等された者（例えば、卸売業者、小売業者等）については、当該表示を使用していれば足り、「継続して」使用していることまでは求めません。

#### 一時的に使用を中断した場合

例えば、季節的な中断等の正当な理由がある一時的中止の場合など、継続の意思が客観的に認められる限り、継続して当該表示が使用されているものと認められる可能性があります。

ただし、当該表示を使用していなかった期間やその理由、使用を再開した理由等を個別具体的に勘案し、登録産品へのフリーライドの意思が推認される場合には、不正の目的が認められ、先使用が認められない場合があります。

#### 商品名を変更した場合

既存の商品であっても、一旦、商品名を一部でも変更すれば、新商品として判断され、継続的な使用とは認められない可能性があります。

#### 【例】

「霞が関かぼちゃクッキー」を「霞が関かぼちゃサクサククッキー」と変更した場合

#### 商品パッケージの変更をした場合

商品名や商品内容等の変更はなく、商品パッケージのみをリニューアルした場合には、原則として、継続して当該表示が使用されているものと認められます。

#### 【加工品の場合は以下を確認 】

#### 先使用品の原材料の配合や量目の変更をした場合

先使用に係る規定は、先使用者の既得の利益の保護を目的としているところ、商品名の変更を伴わない原材料の配合の変更や原材料又は量目等の変更は、その名称の表示の使用が継続しているものといえます。

## 6. 先使用期間経過後も使用が認められる場合

先使用が認められる期間は、原則として登録製品の地理的表示の登録の日から7年間です。

ただし、登録製品の生産地と同一の生産地で生産を行っている農林水産物等やこれを主な原材料とする加工品については、登録製品又は登録産品を主な原材料とする加工品との混同を防ぐのに適当な表示（P.17）を付すことにより、先使用期間満了後も地理的表示又は類似等表示の使用が可能です。

この他、以下のいずれかの対応により、地理的表示を使用することが可能です。この場合、GIマークと共に表示を行うことができます。

- 地理的表示の登録を受けている生産者団体への加入
- 新たな生産者団体を組織し、当該登録製品の生産者団体として追加登録
- （加工品の場合）主な原材料（※）として登録製品を使用

（※）ここでいう「主な原材料」とは、原材料として使用されている同種の農林水産物等の過半の量を占めていること、加工品に登録製品の品質特性が反映されていること等を考慮の上判断されます。

→ 詳細は「[地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン](#)」P.7を御確認ください。

また、地理的表示の登録の日より前に不正の目的なく出願された登録商標の使用にあたる場合には、先使用期間満了後も、引き続き名称の表示を使用することが可能です。（GI法第3条第2項第2号及び第3号）

（登録に関する御相談はこちら）

地理的表示保護制度活用支援中央窓口（GIサポートデスク）

TEL：0120-954-206

受付時間：平日10時～16時

\*平日12時～13時、土日祝、夏期・年末年始の休業期間を除く。

お問合せフォーム：<https://fmric.or.jp/gidesk/contact.html>

### 補足

#### ● 登録製品の生産地の確認方法

登録製品の生産地は農林水産省ホームページに掲載されている「登録製品の概要」から確認することができます。

（[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/register/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html)）

The image shows two screenshots from the GI Act Register website. The left screenshot is a table titled '登録産品情報' (Registered Product Information) with columns for '生産地' (Production Location), '登録番号' (Registration Number), '品名' (Product Name), and '登録年月日' (Registration Date). The right screenshot is a detailed view of a product's '登録産品の概要' (Registered Product Overview), with a red arrow pointing to the '生産地' (Production Location) field.

生産地	登録番号	品名	登録年月日
群馬県	第11号	産駒牛	平成27年12月22日
群馬県	第12号	神戶ビーフ	平成27年12月22日
群馬県	第13号	佐野もろ大団	令和元年5月1日
群馬県	第14号	沼田黒牛とろろ肉	令和元年7月29日

## 7. 「登録産品又は登録産品を主な原材料とする加工品との混同を防ぐのに適当な表示」とは

登録産品と同一の生産地で生産を行っている農林水産物等やこれを主な原材料とする加工品について、先使用期間経過後も先使用として引き続き使用するための要件である、登録産品又は登録産品を主な原材料とする加工品との混同を防ぐのに適当な表示（以下「混同防止表示」といいます。）は、需要者が正しく認識できるように適切な表示方法で行う必要があります。

### (1) 混同防止表示を付す必要がある者

以下の者が先使用期間経過後に、地理的表示又は類似等表示を先使用として引き続き使用する場合には、混同防止表示を付す必要があります。

- 登録産品と同一の生産地において、先使用に該当する産品（加工品の場合：登録産品と同一の生産地において生産・製造された産品を主な原材料とした先使用に該当する加工品）を生産・製造し、その名称の表示を使用する者及びその業務を承継した者

【例】企業合併等により業務を承継した者等

- 上記の者から当該表示が付された産品を購入等し、その名称の表示を使用する者

【例】卸売業者、スーパーマーケット、オンラインショッピングサイト、フリマサイトの出品者等

### (2) 混同防止表示の対象

混同防止表示は、商品販売の場面において、先使用品やこれを主な原材料とする加工品に地理的表示又は類似等表示を使用する際に付す必要があります。

ここでいう「商品販売の場面」とは、例えば以下のような場面が考えられます。

なお、需要者が商品を選択・購入する際に混同防止表示を目にできる必要がありますので、店頭販売の場合にはPOPでの名称使用への表記、ウェブサイト上での販売では商品ページでの名称使用への表記など、媒体に応じた配慮が必要になります。

【例】

- ・ 店舗販売の売り場における品目名を明記したPOPでの名称の表示の使用
- ・ カタログ販売におけるカタログでの名称の表示の使用
- ・ ウェブサイト上での販売における商品ページでの名称の表示の使用
- ・ 飲食店等における商品名（メニュー）での名称の表示の使用

また、農林水産物等自体のみならず、広告や価格表、取引書類（例えば、商品規格書、見積書）などにも混同防止表示を付すことを推奨します。

### (3) 混同防止表示の具体的な記載

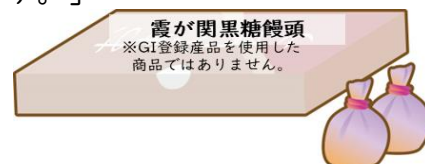
混同防止表示を記載するにあたり、その文言や表示方法について、具体例を用いて解説していきます。

#### ①混同防止表示の文言

混同防止表示は、需要者が先使用品を登録産品やこれを主な原材料とする加工品であると誤認することを防止するための表示です。そのため、先使用品が登録産品ではない（加工品の場合は登録産品を使用していない）旨が明示され、需要者がその旨を正しく認識・理解できるものであることが必要です。例えば、以下のような文言が想定されます。

#### 【例】

- 野菜・果物等それ自体が商品となり得る農林水産物等に使用する場合  
「本商品はGI登録されている「霞が関りんご」ではありません。」  
「本商品は地理的表示として登録されている産品ではありません。」  
「GI産品ではありません。」
- 登録産品と同じ区分の農林水産物等を主な原材料とする加工品に使用する場合  
「地理的表示として登録されている「霞が関黒糖」は使用していません。」  
「本製品は、GI登録産品ではない黒糖を使用しています。」  
「GI登録産品を使用した商品ではありません。」



#### ②混同防止表示の表示開始時期

混同防止表示は、登録産品と同一の生産地で生産を行っている先使用品又はこれを主な原材料とする加工品について、先使用の期限の日より後に、地理的表示又は類似等表示を使用する場合に必要となるものです。

このため、原則として、当該商品の生産者・製造者における出荷日が先使用の期限の日より後となる商品等には、当該商品を生産・製造又は販売等する者が混同防止表示を付してください。

なお、実際に混同防止表示がなされた時期と市場での流通にはタイムラグが生じる場合もあるところ、先使用の期限の日より前から予め混同防止表示を付すことが望ましいです。

### ③混同防止表示の表示場所

混同防止表示は、視認性の観点から、原則として、地理的表示又は類似等表示を使用している商品名等と同一視野に表示することが必要です。このため、混同防止表示を行う際には、地理的表示又は類似等表示を使用している箇所を踏まえて、適切な配置・大きさで行う必要があります。

混同防止表示が適切に付されているか否かについては、当該表示の配置、大きさ、名称、色彩等から総合的に判断されます。

なお、各場面において配慮すべき、特有の事項の例について、以下に示します。

#### 【農林水産物等やその加工品の生産者・製造者は以下を確認💡】

##### ● 生産・製造の場面

商品パッケージにおいて、複数箇所に地理的表示又は類似等表示を使用している場合は、使用している全ての名称の表示の近く等に混同防止表示を付するのが望ましいですが、少なくとも、容器包装の主要面（通常、商品名が記載されている面）には混同防止表示を行ってください。

#### 【卸売業者、小売業者、外食業者は以下を確認💡】

##### ● ウェブサイト上での商品販売で表示を用いる場合

ECサイト等のウェブサイトを通じた販売を行う場合には、原則として、地理的表示又は類似等表示を使用している商品名等に併記する形で混同防止表示を行う必要があります。

なお、商品名等に混同防止表示を併記することが技術的に難しい場合には、例えば、商品説明中に混同防止表示を明記するなどして、各表示の距離が1スクロール以内となるよう努めてください。

この場合、地理的表示又は類似等表示と混同防止表示との距離がやむを得ず、1スクロール以上空く場合には、「※」等の記号を用いるなどして、それぞれの表示の関連性が容易に理解できる配慮を行う必要があります。

また、現物の商品パッケージに混同防止表示を行っている場合で、ウェブサイトに商品写真を掲載する場合には、当該表示が確認できるものを掲載することを推奨します。

##### ● 飲食店などのメニュー表で表示を用いる場合

メニュー表において、地理的表示又は類似等表示を使用している場合にも、原則として、地理的表示又は類似等表示を使用している商品名等に併記する形で混同防止表示を行う必要があります。

なお、名称の表示の使用箇所に近接して混同防止表示ができない場合にも、例えば、メニューの説明文中に明記するなどして、同一視野に混同防止表示を行う必要があります。

 次の頁から、上記を踏まえた混同防止表示の具体例をお示しします。

#### ④混同防止表示の具体例

媒体に応じた混同防止表示の具体例は以下の通りです。

いずれも、混同防止表示が商品名等の表示と同一視野にあり、需要者において当該商品が登録産品やこれを主な原材料とする加工品であると誤認するおそれは低いものといえます。

#### 【農林水産物等やその加工品の生産者・製造者は以下を確認💡】

- 容器包装の主要面に表示する場合



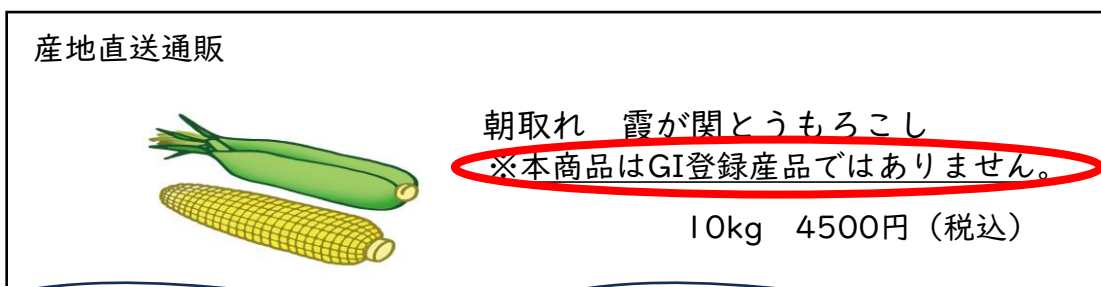
#### 【卸売業者、小売業者、外食業者は以下を確認💡】

- POP等に表示する場合



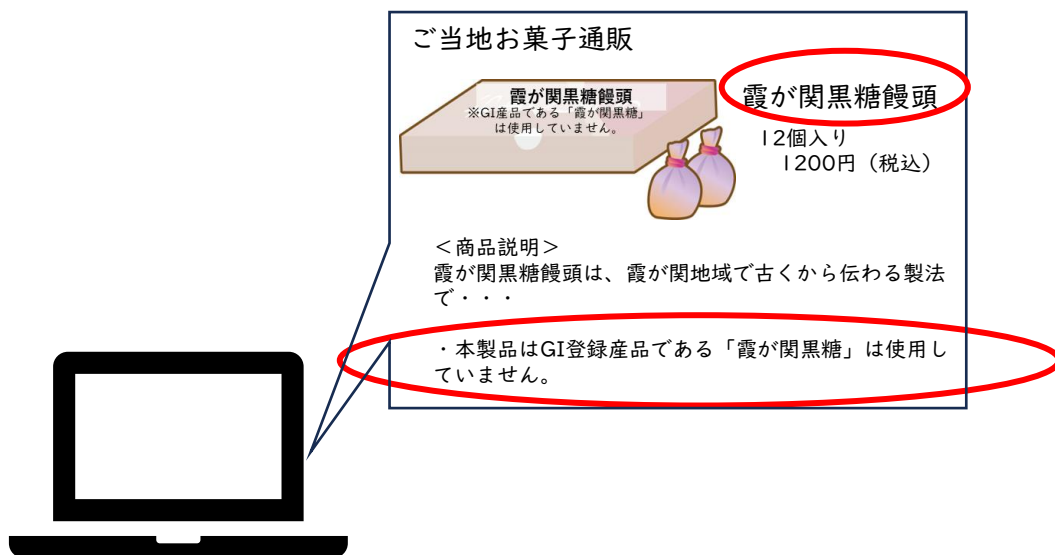
- ウェブサイト上での販売の場合

～商品名等に混同防止表示を併記できる場合～



● ウェブサイト上で販売する場合

～字数制限がある場合やウェブサイト上のルール等により併記できない場合①～



ご当地お菓子通販

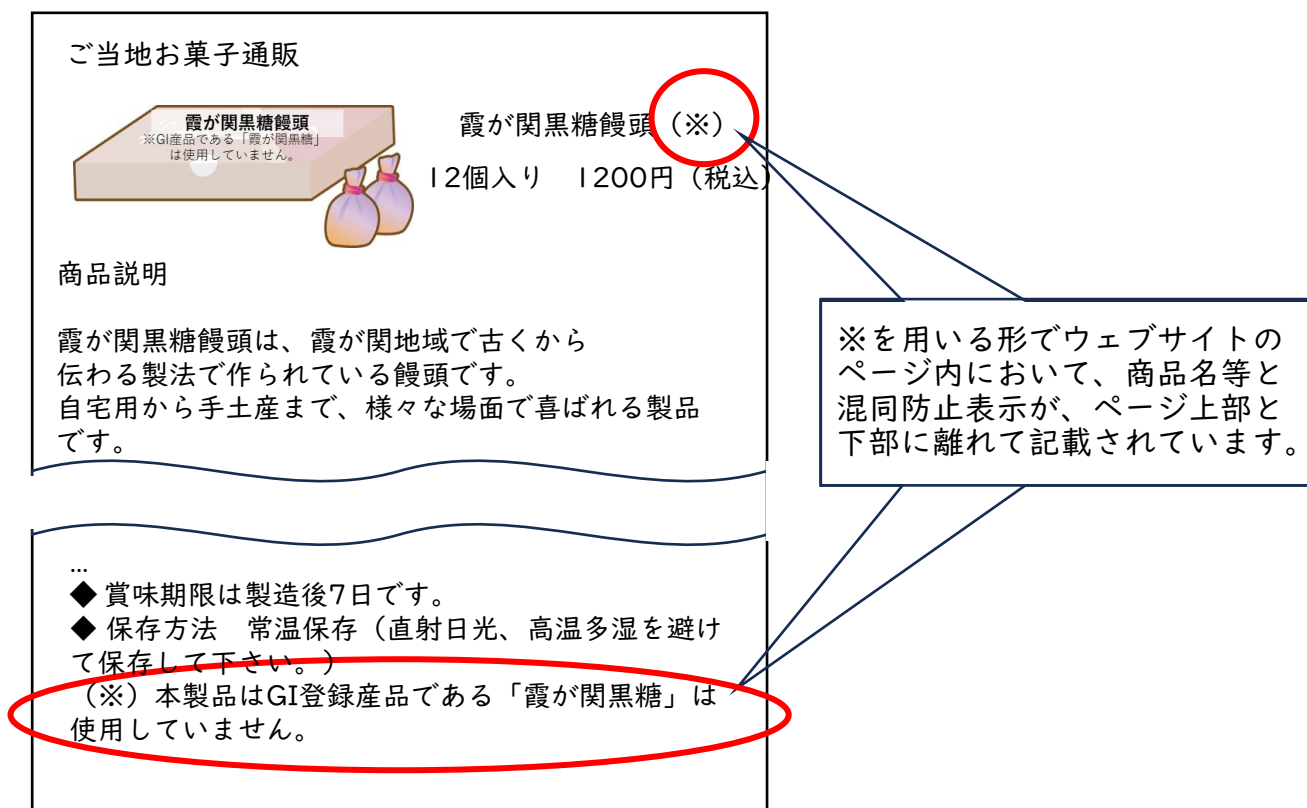
霞が関黒糖饅頭  
※GI産品である「霞が関黒糖」は使用していません。

霞が関黒糖饅頭  
12個入り  
1200円（税込）

<商品説明>  
霞が関黒糖饅頭は、霞が関地域で古くから伝わる製法で・・・

・本製品はGI登録産品である「霞が関黒糖」は使用していません。

～字数制限がある場合やウェブサイト上のルール等により併記できない場合②～



ご当地お菓子通販

霞が関黒糖饅頭  
※GI産品である「霞が関黒糖」は使用していません。

霞が関黒糖饅頭（※）  
12個入り 1200円（税込）

商品説明

霞が関黒糖饅頭は、霞が関地域で古くから伝わる製法で作られている饅頭です。自宅用から手土産まで、様々な場面で喜ばれる製品です。

…

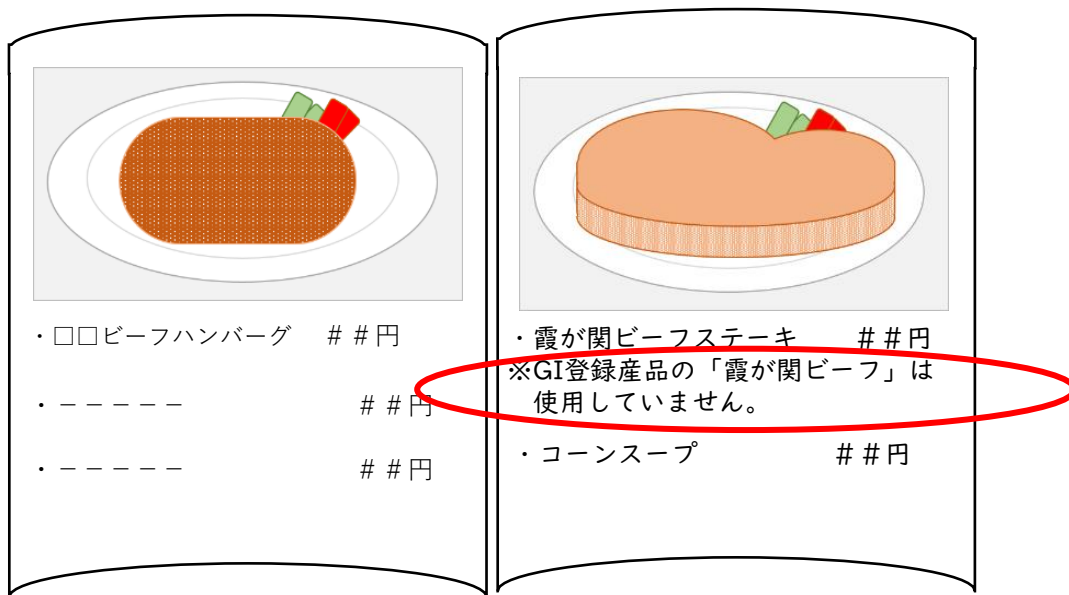
◆ 賞味期限は製造後7日です。  
◆ 保存方法 常温保存（直射日光、高温多湿を避けて保存して下さい。）

（※）本製品はGI登録産品である「霞が関黒糖」は使用していません。

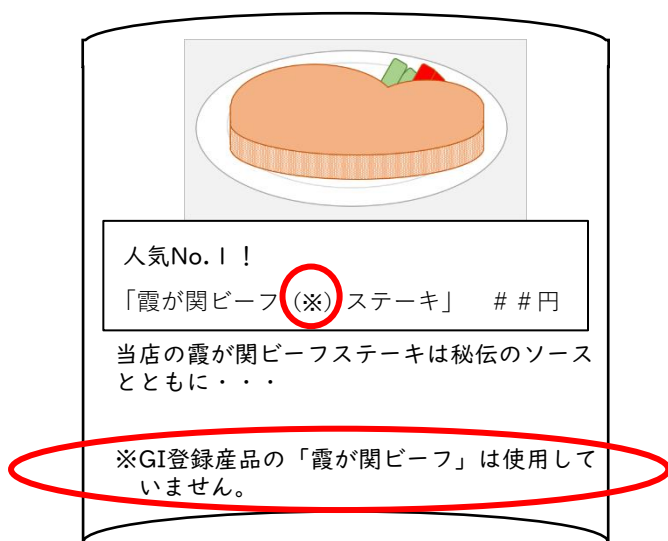
※を用いる形でウェブサイトのページ内において、商品名等と混同防止表示が、ページ上部と下部に離れて記載されています。

● 飲食店のメニュー表に表示する場合

～メニュー名等に混同防止表示を併記できる場合～



～メニュー名等に混同防止表示を併記することが難しい場合～



○ 地理的表示保護制度の先使用に関するお問合せ先

本手引きや地理的表示保護制度の先使用の考え方に関して御不明な点がある方は下記までお問合せください。

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課  
メールアドレス：[gi4284@maff.go.jp](mailto:gi4284@maff.go.jp)